

由比ガ浜西自治会の自主まちづくり計画

令和2年12月1日

海岸通り（歩行者尊重道路）と接道の道路整備と環境保全を目標とする自主まちづくり計画

概要

名称：由比ヶ浜西地区の海岸通りと接道を含む環境整備協定（仮称）

位置：鎌倉市由比ガ浜3～4丁目(由比ヶ浜西自治会地域)

範囲：江ノ電由比ヶ浜駅（西起点）～和田塚入口交差点（東起点）及び接道【注】

協定の目標：海岸通りは、由比ヶ浜に立地した「鎌倉海濱院」への馬車道として明治期に整備され、鎌倉別荘文化の歴史と記憶を留める界隈であるが、近年の交通量の激増に伴って地域の生活環境が脅かされるに至っている。本協定は、歩行者尊重道路である海岸通りを整備し、隣接地を含めて諸施策を導入することで住民の安心安全な生活環境を取り戻し、道路と一体化した街並みと自然景観を形成し、これを永く保全することを目標として締結される。

安心安全な生活を守る方針：多数の車両通行による振動・排ガス・騒音被害を減らし、迷惑駐車やバイクの暴走・空ぶかし、大音量で音楽を流して走行する等の迷惑行為を無くし、法令と本道路協定の遵守を呼びかける。また、通行危険箇所や事故多発箇所での防犯カメラの設置や、通学児童・高齢者・障害者等の社会弱者が安心して通行できるよう見守り制度等を導入する。

緑化と自然環境の保全方針：鎌倉旧市街の緑化の大半が私有地の植栽に依存しているが、海岸通り沿いでは宅地の細分化やマンション開発に伴い自然景観が消滅しつつある。私有地を含め樹齢50年以上の古木について適切な保全を図るため、伐採計画があれば自治会へ届け出る。また、海岸通りと接道で余地が確保できる場所には、黒松等の海浜地域らしい伝統的な固有種の植栽を増やすよう努める。

計画の詳細

歩行者尊重道路の保全と流入車両の制限

- (1) 横須賀線踏切を回避する抜け道として逗子・藤沢両方面から流入する車を制限するには通行規則が必須となる。居住者以外の車両の進入を禁止する措置や、通学等に配慮した時間制の一方

通行化を図る。海岸橋交差点から材木座方面で導入されている先行例と連携し効果的に運用する。

- (2) 海岸通りと交わる狭い接道についても、居住者以外進入禁止等の措置を検討する。特に事故が多発する地点や、車両の右左折がスムーズにできない交差点では、車両の進入を一方向に規制するよう交通計画を見直す。
- (3) 交通法規とマナー遵守を標識などで視覚的に明示する。排気量の大きな車やバイクの騒音、重量のある車両に起因する振動、歩行者への幅寄せ等の迷惑・危険行為について、協定に基づいて注意喚起を行う。制限速度（30 ㎞）違反・信号無視・一時不停止・違法駐車等の取り締まりには地域で積極的に連携する。
- (4) 道路幅の狭隘な箇所では、地元ドライバーは譲り合いで安全を確保しているが、域外車に対してより明示的な停止線や標識を設ける。その設置に当たって地域として協力する。
- (5) 海岸通りを抜け道として常用している中大型の工事車両等を運行する事業所が特定できる場合には、当該事業所に対して本協定への理解を求める。

営利駐車場および個人（事業主）駐車場の制限

- (1) 域内交通の円滑化、交通量の削減、また津波等の防災対策として、海岸通り及び接道の地域においては、時間貸し（月極）等の営利目的での駐車場の新設に当たっては、市の審査と並行し、協定に基づいて自治会の同意を得なければならない。立体駐車場の新設は自家用を含め原則禁止とし、特段の事情については自治会との協議事項とする。
- (2) 同様の理由から、海岸通り及び接道に隣接する戸建て住宅・集合住宅・商業施設・事業所等で 3 台以上の駐車スペースを新たに設けようとする場合には、地元自治会等の同意を必要とする。

道路環境に影響を及ぼす特定施設の制限

海岸通りの通行者や地域の安心安全を確保し、良好な交通環境・住環境を保全するため、以下に列挙する店舗や施設の用途には協定区域の道路を供しない。該当施設として、ショッピングセンター等に類する商業施設、マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター、競馬競輪の場外券売所、カラオケボックス、コインランドリー、ガソリンスタンド、葬祭場、ペット火葬場、無人店舗（自販機設置場）、ペット等動物の繁殖飼育施設等で、いずれも単店舗であるか複合施設であるかを問わず本協定が適用される。これ以外の用途については、当該協定の趣旨に沿ったものであるかを確認し、自治会で適宜判断するものとする。

電柱の地中化事業の推進と地域協力

海岸通り一帯は、台風や津波等で甚大な災害が想定される立地であることから、電柱の地中化を速やかに実現する。台風に伴って架線等で発生する塩害や停電リスクや、高圧線・通信ケーブル等を含めて重量架線を支える電柱が砂地地盤に立つ危険な現状を早急に改め、安心安全な道路環境と防災減災の観点か

ら地域ぐるみで実現を働きかけることとする。

電波基地局等の設置の周知義務と住民合意

域内及び隣接地で携帯電話・無線通信等の電波基地局を設置する計画がある場合、事業者は事前に自治会に周知しなければならない。また、既存基地局についても移設、交換等に関わる工事がある場合、自治会へ周知義務を負う。いずれに於いても自治会・住民の合意を得ることを建設等の必須条件とする。

歩行帯と自転車・車椅子等通行帯の確保と拡充

- (1) 電柱の地中化を前提として、歩行者の安全を十分確保できるよう路側帯を改良する。路側帯は車道と同平面に設け、範囲を拡張し、表示を改めて明確に区分する。歩行者や車椅子・ベビーカーが安全に通行できるように配慮する。側溝を覆うグレーチング等が歩行等の障害にならないよう施工し円滑かつ安全な往来を確保する。
- (2) この路側帯と車道の間には、自転車通行帯を表示する。自転車による通行については、自動車と同様に法令とマナーの遵守を義務づける。

海浜地域にふさわしい公園道路の形成と保全

道路整備にあたっては、黒松を中心とする植栽を推進し、デザイン性のある照明や標識の整備、防犯・救命設備の設置を進める。海岸通りの呼称をより広く定着させるため、江ノ電 由比ヶ浜駅前、旧海濱ホテル正面玄関跡、海岸橋及び鎌倉文学館入口交差点付近等に「海岸通り」の路名プレートを設置する。

以上の諸施策によって生活者と社会弱者を優先的に尊重し、一方で車両の適正な通行を確保しながら、多様性と共存の公園道路を実現する。この協定をもって、かつての海辺の保養地・鎌倉別荘文化を継承する穏やかで安全な環境を形成し、これを保全することとする。

理由書

海岸通りの歴史は、明治初頭に由比ヶ浜へとつづく松林の丘に建てられていた鎌倉海濱院（のちの鎌倉海濱ホテル）や別荘文化と共にあった。当時、若宮大路や由比ヶ浜通りを経由し、鎌倉海濱院や皇族・明治の元勳らの別荘へ至る道として整備された。黒松の並木に守られるかの海岸通りは、そのころ最も海寄りの道であり、馬車や人力車がときおり通行するほか、別荘族や静養に訪れた西洋人が優雅に散歩する静謐な環境であったと記録されている。

ところが戦後の湘南道路（現・国道 134 号線）の開通後、由比ヶ浜地域での防砂防風林の乱伐に伴って宅地化・商業化が急速に進展し、周辺の道路環境が悪化していった。とりわけ近年では、大規模マンションの相次ぐ建設や大型駐車場の開発等に加え、鎌倉の人気観光地化が拍車をかけ人と車が押し寄せる事態になった。市内で最も早く平成 8 年に歩行者尊重道路に指定された海岸通りが、国道・県道の慢性的渋滞のしわ寄せで有数の抜け道と化し、この 10 年だけでもひき逃げ死亡事故を含む複数の重大事故が発生するなど、道路環境は年を追うごとに悪化し多面的なリスクが高まっている。

由比ヶ浜の健全な発展と景観形成のために活動する市民組織 THINK YUIGAHAMA や地元自治会では、住民集会や公開シンポジウム、署名活動等の機会を通じて地域の意向をくみ上げてきたが、鎌倉市の「自主まちづくり計画」に則って鎌倉市長と協定を締結することとした。この協定では、地域住民それぞれが海岸通りの現状に危惧を抱き、長く忍耐してきた諸課題を具体的に列記し、行政と協力して解決するよう目標を設けるものである。

この道路協定の締結によって、地域関係者はもちろん、新たに住民となる人や、域内での事業を計画する企業や個人事業主等は、その趣旨を十分に理解し尊重しなければならない。

令和 2 年 12 月 1 日

由比ヶ浜西自治会

THINK YUIGAHAMA の会

注釈

注1 道路の呼称について

道路行政上の市道番号や通称を使わず、明治時代の鎌倉別荘文化期から用いられ地元に着している「海岸通り」に統一する。湘南道路として建設された国道 134 号線と差別化し、戦後まもない時期までこの海岸通りが由比ヶ浜海岸と市街地の境界だった`土地の記憶、を残すこととする。

注2 協定道路の範囲について

海岸通りに面する地域のうち、由比ガ浜西自治会が所管する範囲から協定をスタートする。協定の発足後、理解と賛同が得られる地域へ協定を拡張できるよう努力する。また、協定に盛り込まれる接道については由比ガ浜関谷線（海岸通り～国道 134 号海浜公園交差点間）を設定し、由比ガ浜駅東交差点から枝分かれする 2 カ所の接道と、その他の住民から希望のある接道については自治会と住民で協議のうえ設定する。